

# 投票立会人の仕事について

## 1 心がまえ

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有します。

(1) 立会日には「選任通知書」と「印鑑」を持参のうえ、指定の時刻までに  
参会してください。

投票立会人は、公益代表としての職責があります。

(公職選挙法第38条、238条)

病気その他やむを得ない事故等の理由により、辞職または参会できない場合は、速やかに選挙管理委員会及び投票管理者、投票所の担当者まで連絡をお願いします。

(2) 投票事務が公正・適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、ご協力をお願いします。

なお、投票管理者に意見を申し出る場合は、投票手続きが進行中のことでもありますので、簡潔に要点をお話くださるようお願いします。

(3) みだりに投票所の外へ出ないでください。

用便その他やむを得ない理由がある場合のほかは、投票所の外に出ないようにしてください。

やむを得ず投票所の外に出るときは、2人の投票立会人が同時に出ないようにしてください。

## 2 主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことが役割です。

その担任する事務の主なものは次のとおりです。

(1) 投票手続の全般について立ち会うこと

- ① 投票所の開閉に立ち会うこと
- ② 最初の選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人とともに、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと
- ③ 選挙人を選挙人名簿抄本と対照する際に立ち会うこと

- ④ 選挙人に投票用紙を交付する際に立ち会うこと
- ⑤ 不在者投票の投かんに立ち会うこと
- ⑥ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと
- ⑦ その他投票手続の全般について立ち会うこと

## (2) 意見を述べること

- ① 次の場合に意見を述べていただきます。

ただし、投票管理者は、投票立会人の意見に拘束されることなく自らの判断によって決定することができます。

- ・投票を拒否することについて、意見を求められたとき
- ・代理投票を拒否することについて、意見を求められたとき
- ・代理投票補助者の選任について、意見を求められたとき
- ・不在者投票を受理するかどうかについて、意見を求められたとき
- ・受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに、拒否するかどうかについて、意見を求められたとき

- ② 上記①の事項を投票管理者が決定したことについて、異議がある場合に意見を述べることができます。

また、①以外でも次の異議があるときは意見を述べることができます。

- ・選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことについて異議があるとき
- ・選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき

## (3) 投票所閉鎖の時刻まで選任されている投票立会人は、投票録に必ず署名（自署）していただきます。

なお、投票所閉鎖時刻前に交替した投票立会人には、引継書を作成していただきます。

## (4) 投票箱等を開票所の開票管理者（選挙長）まで送致する投票立会人は、投票箱のカギ入り封筒のひとつを保管し、投票管理者と同行していただきます。